

バーゼル銀行監督委員会による  
第二次市中協議文書  
「暗号資産エクスポージャーに係る  
プルデンシャルな取扱い」  
の公表について

2022年7月  
金融庁／日本銀行

\* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会による公表文書の理解促進の一助として作成されたものです。公表文書のより詳細な内容については必ず原文をご確認ください。当資料の無断転載・引用は固くお断りいたします。

# 目次

1. 背景・経緯
2. 第二次市中協議文書の概要
3. 今後の予定

# 1. 背景・経緯

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は2019年12月、「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」と題するディスカッション・ペーパーを公表。これに続いて2021年6月、「暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱い」と題する第一次市中協議文書を公表した。
- 第一次市中協議文書では、下記要件をすべて満たす暗号資産を「グループ1」暗号資産、一つでも満たさない暗号資産を「グループ2」暗号資産と区分することを提案。

(1) 暗号資産が(i) 伝統的資産をトークン化したものであること、または(ii) 伝統的な金融資産の価値に連動させる価値安定化メカニズムを有し、常に機能していること。

(2) 暗号資産に係る権利・義務が明確に定義され、かつ法的に担保されていること。

(3) 暗号資産の機能やネットワークに係る重要なリスクが十分に管理・削減されるようデザイン・運営されていること。

(4) 暗号資産の償還・移転・決済完了を行う主体が規制・監督されていること。

- 規制の枠組みとしては、グループ1暗号資産については、バーゼル合意の既存の枠組みに則した取扱いとする一方、グループ2暗号資産に対しては、保守的な取扱い(例: 信用リスクの場合、1250%のリスクウェイトを適用)をすることを提案。

# 1. 背景・経緯

- 第一次市中協議文書での提案に対し、市中からは主に以下3点の意見が寄せられた。

①暗号資産への資本賦課に直結する分類基準が過度に保守的であり、また複雑である。

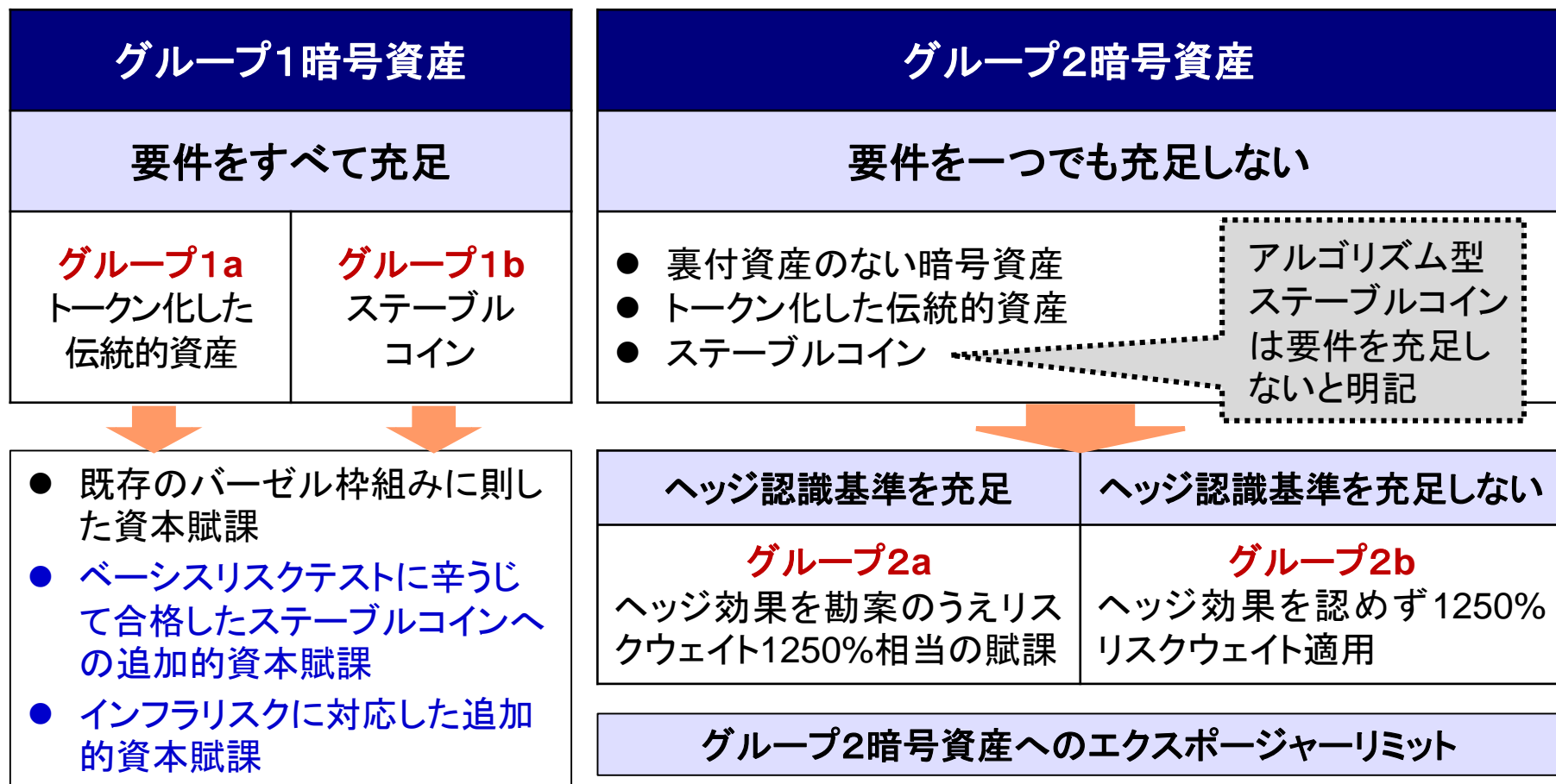
②グループ1暗号資産とグループ2暗号資産の間でリスクウェイトの上昇幅が大きいため(クリフ効果)、リスク感応度を高めるべき。

③市場流動性があり、リスクヘッジが可能な暗号資産に対しては、ヘッジ効果を認めるなど、リスクに見合った資本賦課を行うべき。

- バーゼル委はこうした意見を踏まえてさらなる検討を行い、規制の枠組みを過度に複雑化させないことを意識しつつ、保守的な枠組みを維持したうえで、2022年6月30日に「暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシヤルな取り扱い」と題する第二次市中協議文書を公表(コメント提出期限:9月30日)。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(全体像)

第二次市中協議文書のポイントを図示すると、以下のとおり。



【その他の規制枠組み】オペレーショナル・リスク(以下、オペリスク)、流動性規制、レバレッジ比率、大口与信規制、監督上のレビュー、開示要件

## 2. 第二次市中協議文書の概要(グループ1暗号資産)

グループ1暗号資産の第一次市中協議からの主な変更点は以下のとおり。

### (1) ステ이블コイン関係(グループ1b暗号資産)

- 第一次市中協議では、グループ1b暗号資産となるステ이블コインの分類要件として、裏付資産との価値の乖離が一定の範囲に収まっていることを確認するベースリスクテストを提案していたが、第二次市中協議では、以下の二つの選択肢のうち、いずれか一つを満たすことを提案。

選択肢1	ベースリスクテストおよび償還リスクテストを充足していること。
選択肢2	ステ이블コインの発行体が、プルデンシャルな資本・流動性規制を適用する監督当局によって監督・規制されていること。

<参考> 償還リスクテストの概要 (※)ベースリスクテストについては次頁参照。

- 償還リスクテストでは、裏付資産に損失が発生した後でも、暗号資産の時価総額を上回る十分な超過担保の準備を求めている。
- 裏付資産の管理に関するガバナンスの枠組みとして、裏付資産に含まれる資産の種類や価値を公開し、常に更新することを義務付けているほか、裏付資産が開示された資産内容と合致しているかについて、少なくとも年次での独立監査等を求めている。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(グループ1暗号資産)

### (2)「辛うじて合格」(narrowly passed)した暗号資産への追加的資本賦課(グループ1b暗号資産)

- 第二次市中協議では、リスク感応度を高め、クリフ効果を低減させることを企図して、裏付資産との乖離幅を一定程度広げた「辛うじて合格」という区分の新設を提案。
- 「辛うじて合格」した暗号資産に対しては、追加的資本賦課(銀行勘定では100%のリスクウェイト、トレーディング勘定では8%の資本賦課の上乗せ)を行うこととしている。

#### <参考>新たなベシスリスクテストの概要

完全に合格	暗号資産と裏付資産の価値の乖離幅が、 <u>過去12か月で10bpsを3回以上超過しない場合</u> 、ベシスリスクテストを完全に合格(fully passed)したと見做す。
不合格	暗号資産と裏付資産の価値の乖離幅が、 <u>過去12か月で20bpsを10回以上超過した場合</u> 、ベシスリスクテストを充足しなかった(failed)と見做す。
辛うじて合格	上のいずれにも該当しない場合、辛うじて合格した(narrowly passed)と見做す。この場合、他の要件を充足していればグループ2暗号資産に分類されないものの、上記の追加的な資本賦課が行われる。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(グループ1暗号資産)

### (3) インフラリスクに対する追加的資本賦課

- 第二次市中協議文書では、より保守的な枠組みを整備する観点から、分散型台帳技術といった、暗号資産固有の技術に起因する予期せざるリスク(infrastructure risk)について、グループ1暗号資産に追加的な資本賦課を行うことを提案している。
- インフラリスクに伴う追加的な資本賦課として、2.5%のリスクウェイトのアドオンが行われる。なお、アドオン水準は、技術の進展に対するモニタリングを踏まえて見直しされることが示唆されている。
- インフラリスクに伴う追加的な資本賦課は、グループ1暗号資産のみが対象とされている。



## 2. 第二次市中協議文書の概要(グループ2暗号資産)

グループ2暗号資産の第一次市中協議からの主な変更点は以下のとおり。

### (1) ヘッジ効果の一部容認

- ヘッジ認識基準(下掲)を充足するグループ2暗号資産(「グループ2a暗号資産」と呼称)については、同一の暗号資産間のロング・ショートへのヘッジ効果が認められる。
- ヘッジについては、グループ2a暗号資産の取引が、同一市場かつ同一取引所で行われている場合に限り、完全なヘッジ効果を認める。他方、取引が異なる市場または異なる取引所で行われている場合は、部分的なヘッジ効果を認めることとしている。

#### <ヘッジ認識基準(Hedging Recognition Criteria)>

- 以下のヘッジ認識基準1~3を全て充足した場合に、グループ2a暗号資産となる。

基準1	規制対象金融商品が暗号資産を参照していること。 — 暗号資産のみを参照するデリバティブ(またはETF/ETN)が、規制対象取引所で取引されていること、など。
基準2	高い市場流動性を有すること。 — 過去1年間の平均時価総額が少なくとも100億ドル以上であること、など。
基準3	過去1年間に十分なデータを取得可能であること。 — 過去1年間の価格データの観測が少なくとも100個以上あること、など。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(グループ2暗号資産)

### (2) グループ2暗号資産へのエクスポージャーリミット

- バーゼル規制上の大口与信規制は特定の資産クラスへの大口エクスポージャーを捕捉するように設計されていない。こうしたなか、第二次市中協議では、分類基準を充足しないグループ2暗号資産へのエクスポージャーに対し、その保有規模に係るリミット管理の導入を提案している。
  - 具体的には、グループ2暗号資産エクスポージャーの上限をTier1資本の1%とする枠組みとなっている。
- 当該リミットはグロスベースで適用されるほか、リミットに抵触した場合、ヘッジ効果が認められたグループ2a暗号資産へのエクスポージャーに対しても、グループ2b暗号資産と同等の資本賦課が行われることとされている。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(その他の論点)

### (1) パーミッションレス型暗号資産

- 第一次市中協議で示した厳格な分類基準では、パーミッションレス型ブロックチェーン(ネットワーク内に取引を事前承認する管理者が不在)の暗号資産は、グループ1暗号資産の要件を充足しないとみられるため、第二次市中協議において、パーミッションレス型をどのように位置づけるか明示的に問うこととしている。
  - 第二次市中協議では、「パーミッションレス型ブロックチェーンに基づく暗号資産をグループ1暗号資産に含めるには、分類基準をどのように修正する必要があるか、また、こうした修正を行った場合のリスクはどのようなものがあるか」等の問いが設けられている。

### (2) 会計基準との関係

- 第二次市中協議では、会計基準に則して機械的に規制上の扱いを導出するのではなく、健全性確保の観点から暗号資産の規制枠組みを検討すべきとの意見に支持が集まり、会計上の取扱いと切り離す扱いを提案している。具体的には、会計上暗号資産が無形資産として計上されていたとしても資本控除はしない扱いとしている。

## 2. 第二次市中協議文書の概要(その他の論点)

### (3) オペリスク

- 第一次市中協議では、暗号資産のオペリスク(決済完了性が担保されないリスク等)について、資本賦課(第1の柱)を行う考え方が標榜されていた。しかし、検討の結果、第二次市中協議では、暗号資産に係るオペリスク、信用リスク、マーケットリスクの違いについて整理したうえで、オペリスクについては、ビジネス規模指標や損失実績部分を通じて捕捉され得るほか、万一捉えきれない残余リスクがあったとしても、第2の柱(監督)で対応可能であるとの提案が行われている。

### (4) 流動性リスク

- グループ1a暗号資産については、トークンの裏付けである原資産及びトークン化資産自体の両方がHQLAの適格要件を満たしている場合のみHQLAとして扱うこととし、グループ1b及びグループ2暗号資産はHQLAの適格要件を充足しないとする厳格な枠組みを提案している。

### (5) 気候関連金融リスク

- 「エネルギー集約度の高い暗号資産がもたらす気候変動リスクを認識しているものの、バーゼル委では総合的に(holistic)対応しているため、本市中協議文書では採り上げていない」と記載している。

### 3. 今後の予定

- バーゼル委では、市中の関係者からのフィードバックを踏まえ、本年末を目途に規則文書の最終化を行うこととしています。
- なお、暗号資産市場の急速な進化のもと、新たなリスクが判明した場合は規則文書のさらなる厳格化を行う可能性がある旨、記載されています。
- 本市中協議文書に対するコメントは、令和4年(2022年)9月30日までに以下のBISのウェブサイトにて英文でご提出ください。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>

- コメントは特段の断りがない限り、すべてBISのウェブサイトに掲載されます。